

公益財団法人田附興風会における公正な研究活動の推進等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人田附興風会（以下、「本法人」と言う。）における研究者等の公正な研究活動を推進するとともに、研究活動上の不正行為が行われ、又そのおそれがある場合に、厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 本法人の研究者等が行う研究活動上における捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、又は利益相反に係る諸問題に関する不正行為又は不適切な行為であって、次の各号に定めるものをいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

(a) 不正行為

イ 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ 盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

(b) 不適切な行為

イ 二重投稿:同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為。

ロ 不適切なオーサーシップ:研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為。

ハ 利益相反に係る諸問題:利益相反に関する義務違反などの行為。

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から大きく逸脱したもの。

(2) 研究者等 本法人に所属し研究活動に従事している者及び本研究所の施設や設備を利用して研究に携わる者。

(総括責任者等)

第3条 本法人に、本法人における公正な研究活動の推進について、総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、厳正かつ適切に対応する者として総括責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 前項の総括責任者を補佐するため、副総括責任者を置き、研究所長をもって充てる。

(監督者等の責務)

第4条 研究者等を監督又は指導する地位にある者（以下「監督者等」という。）は、当該監督又は指導す

る研究者等に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導等を行うものとする。

- 2 複数の研究者による共同研究の場合においては、研究代表者は、個々の研究者の役割分担・責任を明確にするとともに、当該共同研究の研究活動の全容を適切に把握するよう努めなければならない。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、高い倫理性及び自己規律を保持し、公正な研究活動を行わなければならない。

- 2 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 3 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を定期的に受講しなければならない。
- 4 研究者等は、この規程及びこの規程に基づく監督者等の指導等に従うとともに、第8条第2項に定める調査に協力しなければならない。

(研究データ等の保存等)

第6条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の研究データ等（以下「研究データ等」という。）を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、研究者等が退職する際は、それらの研究データ等を研究所に提出するものとする。

(研究公正委員会)

第7条 研究者等の公正な研究活動の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行うため、総括責任者の下に研究公正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 公正な研究活動の推進等に係る方策の策定及びその改善に関すること。
- (2) 研究倫理教育及びその実施等に関すること。
- (3) 研究活動上の不正行為の発生要因に対する改善策を講じること。
- (4) その他公正な研究活動の推進等に関し必要なこと。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副総括責任者（研究所長）
- (2) 研究部長又は研究主幹 若干名
- (3) 医学研究所運営企画室長
- (4) その他総括者が必要と認める者 若干名

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は副総括責任者をもって充て、副委員長は委員会委員のなかから、副総括責任者が指名する。

5 研究公正委員会は、研究者等が研究倫理教育及び研究活動に係る法令等に関する研修を定期的に受講するよう指導及び監督しなければならない。

(研究公正調査委員会)

第8条 本法人において研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に、次項に定める調査を行うため、総括責任者の下に研究公正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、第10条第4項の通報があった場合、当該通報に係る研究活動上の不正行為に関し必要な調査を行う。

3 調査委員会及び調査に関し必要な事項は、総括責任者が別に定める。

(受付窓口)

第9条 本法人における研究活動上の通報又は通報に関する相談（以下「通報等」という。）に対応を行うため、医学研究所運営企画室に受付窓口を置くものとする。

2 受付窓口の担当者は、通報等に関し自己と利害関係を有する事案に関与してはならない。また、通報等を受け取る際は、当該通報等の内容等について、受付窓口の担当者以外が見聞できないよう、通報等を行った者の秘密を守るため、適切な配慮を行うものとする。

(通報の方法)

第10条 通報は、原則として書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口へ提出又は送付して行うものとする。

2 前項の書面は、原則として、顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 受付窓口は、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正を指示することができる。

4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに、総括責任者及び委員会の委員長に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報を行った者（匿名で行った場合を除く。以下「通報者」という。）に通知するものとする。

5 受付窓口は、当該通報の対象に本法人以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合であって、総括責任者が認める場合は、通報者に同意を得た上で、当該他機関に必要な通報の内容を通知するものとする。

6 報道により、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合であって、第2項の事項が明示されている場合は、第1項の通報があったものとみなし、第8条第2項に定める調査を行うことができる。

(通報に関する相談の方法)

第11条 通報に関する相談は、受付窓口へ書面を提出又は送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認し、又は通報に準じて取り扱うことができるものとする。

3 通報の相談内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は、総括責任者及び委員会の委員長にその旨を報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、総括責任者又は委員会の委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(守秘義務)

第12条 この規程に定める業務に係る全ての者（以下「関係者」という。）は、次に掲げる守秘義務を遵守するとともに当該事案に関し、秘密保護を徹底しなければならない。

- (1) 関係者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。関係者でなくなった後も、同様とする。
- (2) 関係者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- (3) 関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告通報、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

2 総括責任者及び委員会の委員長又は調査委員会は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 本法人及び研究者等は、研究活動上の不正行為に関し受付窓口に通報等したことを理由として、当該通報者又は相談者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、通報者に悪意が認められる場合は、この限りではない。

2 本法人及び研究者等は、通報等があったことを理由として、当該通報等の対象となった者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

3 前2項の取扱いは、公益財団法人田附興風会に係るすべての者についても同様とする。

(悪意に基づく通報)

第14条 第8条第2項の調査を行った結果、研究活動上の不正行為が認められなかった場合において、当該通報が通報者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的（以下、「悪意」という。）によるものであるときは、本法人は通報者に対し、民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(懲戒等)

第15条 研究員等が研究活動上の不正行為を行った場合は、公益財団法人田附興風会職員就業規則その他関係諸規程等に従って、懲戒等の処分を行うことができる。

2 前項は、監督者等についても同様とする。

(是正措置等)

第16条 総括責任者は、必要があると認める場合は、委員会に研究活動上の不正行為の再発防止策講を講じさせることができる。

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、総括責任者が定める。

附 則

平成 28 年 3 月 7 日第 1 版策定

附 則

平成 31 年 4 月 1 日改定

附 則

令和元年 5 月 24 日改正 但し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する

附 則

令和 4 年 10 月 1 日一部改正